

盛岡広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年4月1日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600404	合同会社きらめきケアサービス	きらめきヘルパーステーション	滝沢市大釜風林48番地11	令和7年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200096	社会福祉法人安代会	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	八幡平市小柳田210番地1	令和7年3月31日